

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成27年 1 月 28 日

水 曜 日

第 3864 号

目 次

規 則

○児童福祉施設に係る負担金に関する規則の一部を改正する規則 1

告 示

○救急病院の認定 2

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による指定
地方公共機関の指定 3

○災害対策基本法の規定による指定地方公共機関の指定

○換地処分

○保安林の指定の解除 4

規 則

児童福祉施設に係る負担金に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成27年 1 月 28 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第 2 号

児童福祉施設に係る負担金に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉施設に係る負担金に関する規則（昭和39年富山県規則第77号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中	障害児入所施設、指定医療機関（法第 6 条の 2 第 3 項に規定する指定医療機関をいう。）、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設	を	「障害児入所施設、指定発達支援医療機関（法第 6 条の 2 の 2 第 3 項に規定する指定発達支援医療機関をいう。）、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設
---------	---	---	--

に改め、同表備考 4(2)中「から第 3 項まで」を「、第 2 項及び第 6 項」に、「第 4 項及び第 5 項」を「第 5 項及び第 6 項」に、「及び第 2 項、」を「及び第 3 項並びに」に、「第 2 項並びに第 41 条の 19 の 5 第 1 項」を「第 3 項」に改め、同表備考 4

(3)中「附則第12条」の次に「並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項及び第60条第1項」を加え、同表備考9(2)中「390,000円」を「404,000円」に改める。

別表第2備考1(2)中「から第3項まで」を「、第2項及び第6項」に、「第4項及び第5項」を「第5項及び第6項」に、「及び第2項、」を「及び第3項並びに」に、「第2項並びに第41条の19の5第1項」を「第3項」に改め、同表備考1(3)中「附則第12条」の次に「並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項及び第60条第1項」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(児童青年家庭課)

~~~~~  
**告 示**  
~~~~~

富山県告示第32号

救急病院の認定について

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として、次のとおり認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成27年1月28日

富山県知事 石 井 隆 一

名称	所在地	開設者	認定有効期間
富山県済生会富山病院	富山市楠木33番地1	社会福祉法人恩賜財団済生会支部富山県済生会 支部長 利波 紀久	自 平成27年2月1日 至 平成30年1月31日
富山県済生会高岡病院	高岡市二塚 387番地1	社会福祉法人恩賜財団済生会支部富山県済生会 支部長 利波 紀久	自 平成27年2月1日 至 平成30年1月31日

富山県告示第33号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定
による指定地方公共機関の指定について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第2項の規定により指定地方公共機関として次のとおり指定したので、告示する。

平成27年1月28日

富山県知事 石 井 隆 一

名称	所在地	指定年月日
あいの風とやま鉄道株式会社	富山市諏訪川原一丁目3番22号	平成27年1月26日

富山県告示第34号

災害対策基本法の規定による指定地方公共機関の指定について

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第6号の規定により指定地方公共機関として次のとおり指定したので、告示する。

平成27年1月28日

富山県知事 石 井 隆 一

名称	所在地	指定年月日
あいの風とやま鉄道株式会社	富山市諏訪川原一丁目3番22号	平成27年1月26日

富山県告示第35号

換地処分について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成26年1月23日県営経営体育成基盤整備事業金屋本江地区赤倉換地区の換地処分をしたの

で同条第10項の規定において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成27年1月28日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県告示第36号

保安林の指定の解除について

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成27年1月28日

富山県知事 石 井 隆 一

1 解除に係る保安林の所在場所

富山県黒部市経立野字道万 382の12、堀切字北浜割2099の8、2099の9、2118の2、2118の3、2118の10、生地字神明町1326の17、1326の38、1331の1（次の図に示す部分に限る。）、1331の30、字神明町浜1326の33、1326の35

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を富山県農林水産部森林政策課及び黒部市役所に備え置いて縦覧に供する。）